

アーティスト・クリエイター等の活動拠点支援事業 補助金交付要綱

平成 30 年 4 月 12 日 企画調整局長決定
平成 31 年 4 月 26 日改正 企画調整局長決定
令和 2 年 4 月 24 日改正 企画調整局長決定
令和 3 年 4 月 12 日改正 企画調整局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、アーティスト・クリエイター等の活動拠点支援事業に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象地域

別図 1 に定める神戸市営地下鉄海岸線沿線・市街地西部地域

(2) アーティスト・クリエイター等

団体または個人事業者であって、別表 1 に定める分野を主たる業務としている者

(3) 活動拠点

スタジオ、アトリエ、工房、ギャラリースペース、事務所等、その他これらに類するもの。

ただし、主たる用途が倉庫・保管場所、連絡員事務所、住居その他これらに類するものを除く。

(対象者)

第 3 条 補助対象となる者は、対象地域において新たな活動拠点を開設し、継続して活動を行うアーティスト・クリエイター等で、その活動を通じて夜間・昼間・交流人口の増加などへの寄与が見込まれると市長が認めるものとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる事項のうち一つでも該当する者は補助を受けることができない。

(1) 神戸市税の滞納のある者

(2) 当該活動拠点の開設にあたり、神戸市または神戸市の外郭団体が交付している補助金等に重複申請している者

(3) 重大な法令違反もしくは社会的な信用を著しく損なう行為をした者または公序良俗に反するおそれがある行為をすると認められるもの

(4) 政治的または宗教的な宣伝意図の目的を持つ活動を行う者

(5) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年条例第 29 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員等

(対象経費)

第 4 条 補助対象となる経費は、補助事業者が新たな活動拠点開設に要する経費のうち、次の各号に

掲げるものとする。

- (1) 土地の購入，新築，中古物件等の購入にかかる経費
- (2) 外装および内装の改修に要する経費
- (3) 設備の改修・導入に要する経費
- (4) その他，活動拠点開設にあたり必要であると市長が認める経費

2 前項各号の対象経費については，交付決定前に着手した作業等に要する経費を含む。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は，前条に掲げる補助対象経費の合計に2分の1を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数があるときは，これを切り捨てるものとする。）とし，100万円を上限とする。

(交付申請)

第6条 申請者は，補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは，当該活動拠点を開設する年度の募集期間内に，次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 工事費等の見積明細書
- (5) 活動拠点開設前の写真
- (6) 開設前の位置図，平面図（※開設している場合は開設後も含む）
- (7) 誓約書（様式第2号）
- (8) 賃貸借契約書の写し（※開設場所を賃借する場合）
- (9) その他，市長が必要と認める書類

(補助対象者の選定)

第7条 神戸市は，前条の交付申請の募集期間終了後に選考会を開催し，その結果を踏まえて補助対象者の選定を行うものとする。

2 前項の選考会に関することは別に定める。

(交付の決定)

第8条 市長は，補助金規則第6条による補助金等の交付決定を行うときは，次に掲げる書類により申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は，前項に基づき補助金の交付の決定をする場合において，補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは，条件を付することができる。

3 市長は，補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不適当である旨の通知を行うときは，次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第4号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第5号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第7号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、当該補助事業の完了後30日以内または当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長までに提出しなければならない。なお、補助金交付決定までに、事業が完了している場合は、補助金交付決定通知書が届き次第、速やかに、次に掲げる書類を市長までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書(様式第9号)
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業に係る収支決算書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(完了検査)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、書類審査および現地確認等により完了検査を行い、交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の交付額を確定する。

(交付額の確定)

第12条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書(様式第10号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第13条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書(様式第11号)を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、

速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（状況報告・広報への協力）

第 16 条 補助事業者は、当該活動拠点での活動状況等について市長が報告を求めた場合、必要な協力を行うこととする。

2 補助事業者は、ウェブサイトへの掲載等、市の広報において事例として紹介することについて了承し、必要な協力を行うこととする。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 12 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年 5 月 10 日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 2 年 5 月 8 日から施行する。
- 4 この要綱は、令和 3 年 4 月 16 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

分類	分野	事業例
アーティスト	芸術活動	美術、舞台芸術、音楽 等
クリエイター	映像・コンテンツ制作	映像制作全般、ゲーム、アプリケーション開発、WEB 制作、メディア業、写真、出版、編集、等
	デザイン	グラフィック、建築、プロダクト、WEB デザイン、ファッション等
ディレクター等	全分野	本人は制作しないが、アーティストやデザイナーと共にビジネスをする方
	スペース運営等	クリエイター等の創作活動を支援する目的でアトリエ、スタジオ、発表の場等を管理運営する方

別図1（第2条関係）



※神戸市営地下鉄海岸線沿線・市街地西部地域とは、兵庫区南部・長田区南部の国道2号以南のエリア、新長田駅南再開発エリア及び中央区東川崎町4～7丁目のエリアを概ねの区域とする。

補助金交付申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住所

団体名

代表者名

下記補助金の交付について、申請します。

記

活動拠点の名称		
目的および内容		
開設にかかる期間	着手(予定)年月日	令和 年 月 日
	完了(予定)年月日	令和 年 月 日
補助金の額	円	
算出の基礎	(対象経費の合計) (対象経費の半額※千円未満切り捨て)	
	円×1/2= 円	
	1,000,000円 未満 / 以上 ※どちらかに○をしてください。	
添付書類	<ul style="list-style-type: none">・事業計画書・収支予算書又はこれに代わる書類・工事費等の見積明細書・写真および図面、位置図・誓約書（様式第2号）・賃貸借契約書の写し（開設場所を賃借する場合）	

別記

事業計画書

令和 年 月 日

申請者・団体名	
活動拠点の住所 物件情報	住所：神戸市 区 広さ： m ² 家賃：月額 円
開設の目的	
活動略歴	
活動拠点における 活動概要	
支援者・関係者	※活動拠点開設にあたり、協力いただいている方、活動のパートナーとなる方等、 あればご記入ください。
スケジュール 申請活動の準備状況	
担当者連絡先	氏名： 住所： TEL： FAX： E-mail：

※参考資料などがあれば添付してください。

別記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
補助金額	円	(千円未満切り捨て)
計		

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

誓約書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所

団 体 名

代表者名

私は、アーティスト・クリエイター等の活動拠点支援事業への申請にあたり、下記について誓約いたします。

記

- 1 「アーティスト・クリエイター等の活動拠点支援事業 補助金交付要綱」第3条2項各号に掲げる事項のいずれにも該当しないこと
- 2 申請した内容に虚偽がないこと
- 3 補助金交付決定通知後、申請した内容を遵守すること
- 4 活動拠点での事業継続に努めること
- 5 神戸市が求めた場合、必要な協力を行うこと
- 6 ホームページへの掲載等、市の広報において事例として紹介することについて了承すること



様式第3号（第8条関係）

補助金交付決定通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

活動拠点の名称	
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助事業交付申請書に記載のとおり
補助金の額	円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">補助事業者は、補助金規則及び補助金等交付要綱に従うこと。上記のほか、補助事業の実施に際してその内容等に変更等が生じた場合は、すみやかに市長に報告するとともに必要な手続きを行うこと。



様式第4号（第8条関係）

補助金不交付決定通知書

（ 公 印 省 略 ）

第 号

令和 年 月 日

様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 不交付とした理由

補助金交付決定内容変更承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住所

団体名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり交付決定の内容を変更したいので、承認願いたく申請します。

記

活動拠点の名称		
変更の理由		
開設にかかる期間	着手(予定)年月日	(令和 年 月 日) 令和 年 月 日
	完了(予定)年月日	(令和 年 月 日) 令和 年 月 日
補助金の額	(円) 円	
算出の基礎		
添付書類	・事業計画書（変更後） ・収支予算書又はこれに代わる書類（変更後）	

(注) 表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

別記

収 支 予 算 書 (変更後)

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
補助金	() 円	(千円未満切り捨て)
	()	
	()	
	()	
計	()	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	() 円	
	()	
	()	
	()	
計	()	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に () 書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

神戸市長宛

住 所

団 体 名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

活動拠点の名称	
中止（廃止）の理由	
中止（廃止）の期日	令和 年 月 日



様式第7号（第9条関係）

補助金交付決定変更通知書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

活動拠点の名称	
補助金の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり
補助金の額	当初交付決定額 円
	変更交付決定額 円
	差引交付決定額 円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">本表第2項の交付決定内容変更承認申請書に記載の内容のほか、当初の交付決定通知書（令和 年 月 日付 第 号）の表第4項「交付の条件」のとおりとする。



様式第8号（第9条関係）

補助事業中止（廃止）承認通知書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付で中止（廃止）申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

活動拠点の名称	
交付決定日・番号	令和 年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	令和 年 月 日（から令和 年 月 日までの間）

補助事業実績報告書

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所

団 体 名

代表者名

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、その実績を報告します。

記

活動拠点の名称			
開設にかかった期間	着手年月日	(令和 年 月 日)	
		令和 年 月 日	
	完了年月日	(令和 年 月 日)	
		令和 年 月 日	
補助金等の額	(円)		
	円		
添付書類	(1) 補助事業実績報告書（様式第9号） (2) 事業の実施状況がわかる書類 (3) 補助事業に係る収支決算書 (4) その他市長が必要と認める書類		

(注) 交付決定内容を上段に（ ）書き、実績を下段に記入する。

別記

収支決算書

1 収入の部

科 目	決 算 額	摘 要
補助金	() 円	(千円未満切り捨て)
	()	
	()	
	()	
計	()	

2 支出の部

科 目	決 算 額	摘 要
	() 円	
	()	
	()	
	()	
計	()	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に () 書き、変更後の金額は下段に記入する。



様式第10号（第12条関係）

補助金額確定通知書

（公印省略）
第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金の額を確定したので通知します。

記

活動拠点の名称	
補助金の確定額	円
特記事項	

補助金請求書

請求金額	円
活動拠点の名称	

上記のとおり、補助金を交付されたく請求します。

令和 年 月 日

神戸市長 宛

住 所

団 体 名

代表者名

（添付書類）

・振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他（ ）
口座番号			
口座名義			

（注）口座名義は、補助事業者と同一の名義であること。

口座名義が異なる口座への振込となる場合は、補助金受領委任状（様式第12号）を提出すること。



様式第12号（第14条関係）

補助金交付決定取消通知書

（ 公 印 省 略 ）
第 号
令和 年 月 日

様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり
交付決定を取消したので通知します。

記

活動拠点の名称	
補助金の額	円
取消しの理由	

受領委任状

令和 年 月 日

神戸市長 宛

(委任者) 住 所

団 体 名

代表者名

印

私は、下記1受任者を代理人と定め、下記2の補助金に係る下記3の金額の受領を委任します。

記

1. 受任者

住 所		印
団 体 名		
代 表 者 名		

2. 補助対象拠点の名称

3. 受領委任する金額

金 円

4. 振込先口座

金融機関名	銀行	支店	
預金種目	1. 普通	2. 当座	その他 ()
口座番号			
口座名義			